

市役所代表

☎ 23 5111

FAX 22 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

◆お知らせの表記

☎…問い合わせ先

☑…申し込み先

※費用の記載がないものは無料です。



暮らし

下水道の使用区域が広がりました

平成31(2019)年から、下水道が使用できる区域が広がりました。新たに使用できる区域は、下水道課窓口で閲覧できるほか、市ホームページに掲載しています。

閲覧時間(下水道課窓口)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝日を除く)

※接続工事は、市の指定を受けた排水設備工事業者しか行えませんのでご注意ください。指定工事業者は市ホームページでご確認ください。

※市では、接続工事に対する融資ありません。

☎ 下水道課 25 4015

平成31年度 春の側溝清掃 土砂・汚泥回収日程

☎ まちづくり支援課 51 6726

対象地区	回収日程
東二十一～二十四番町、ひがしの一～二丁目、一本木沢一～二丁目、一本木沢、下平、藤高、里ノ沢、しらかば団地、牛泊	4月8日(月)～11日(木)
稲生町、東一～三番町、東十一～十三番町	4月15日(月)～18日(木)
西一～三番町、西十一～十三番町、西二十一～二十三番町	4月22日(月)～25日(木)
西金崎、本金崎、上平、南平、長根尻、八郷、ニュー若葉	5月13日(月)～16日(木)
元町西一～六丁目、元町東一～五丁目、北平、北斗、井戸頭、千歳森、後野、七郷	5月20日(月)～23日(木)
穂並町、東四～六番町、東十四～十六番町、西四～六番町、西十四～十六番町、並木西、西小稲、日の出町、朝日ヶ丘、一本木、白上中通り、小林	5月27日(月)～30日(木)

※側溝から回収された土砂は、災害用土のうなどに再利用します。空き缶、空き瓶、紙、プラスチック類のごみは可能な限り除去し、落ち葉と土砂はより分けてください。

※収集車は各通りを一度だけ回収します。泥上げはそれぞれの回収日初日の前日までに終わらせてください。

※土砂・汚泥は、ある程度の大きさ(高さ30cmの円すい型)にまとめて置いてください。また、交差点付近には置かないでください。

※土砂・汚泥は草の上に置かず、アスファルトなどの平坦な道路脇の、見えやすく分かりやすい場所に置いてください。また、段ボールや肥料袋に入れないでください。

※国道・県道の清掃を実施する町内会は、国・県に回収を依頼しますので、まちづくり支援課へ事前に連絡してください。

※毎年、回収日の間違いがみられますので、再度日程をご確認ください。

浄化槽整備事業「普及促進補助・単独浄化槽撤去費補助」を実施します

市では、十和田市浄化槽整備事業で新しく設置する合併浄化槽の個人負担の軽減を図るため、「普及促進補助・単独浄化槽撤去費補助」による支援を行います。単独浄化槽やくみ取りトイレを利用している場合は、合併浄化槽へ切り替えましよう。

■普及促進補助

補助対象 十和田市浄化槽整備事業で新しく設置し、平成32(2020)年3月20日(金)までに供用開始できる人
補助金額 小型浄化槽1基に対し、

一律11万円 単独浄化槽撤去費補助

補助対象 現在、単独浄化槽(トイレだけの浄化槽)を使用している人で、十和田市浄化槽整備事業により新しく小型浄化槽を設置し、平成32(2020)年2月28日(金)までに工事が完了できる人
補助金額 単独浄化槽の撤去に係る費用(上限9万円)
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎ 下水道課 25 4015

軽減税率対策補助金をご活用ください

10月1日に予定されている消費税率引き上げの際には、軽減税率制度が実施され、税率8パーセントと10パーセント、双方の商品を取り扱う事業者はさまざまな対応が必要になります。

こうした事業者を支援するため、国では軽減税率に対応するためのレジや受発注システム、請求書発行システムの改修・導入に対する補助金の制度を設けています。詳しくはお問い合わせください。

☎ 国税庁軽減税率対策補助金事務局
0120-398-111